

事 務 連 絡
令和元年 7 月 1 9 日

ぜんこくDB企業年金基金
実施事業所 様

ぜんこくDB企業年金基金

各種届出書の届出上の注意について

平素は、当基金の事業運営にあたりまして格別のご理解、並びにご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当基金は、去る 6 月 20 日に東海北陸厚生局による実地監査が実施されたところですが、今般、実地監査の結果について通知がありました。

つきましては、事業所様からの届出事項に関する指摘事項を裏面に取りまとめましたので、今後とも適正な届出にご協力賜りますようお願いいたします。

確定給付企業年金の実地監査における指摘事項

【文書指摘】

1. 確定給付企業年金法施行規則第 22 条の規定により、加入者の資格の取得があったときは、30 日以内に必要事項を届け出るよう周知すること。
2. 確定給付企業年金法施行規則第 23 条の規定により、加入者の資格の喪失があったときは、30 日以内に必要事項を届け出るよう周知すること。

※参考【口頭指摘】

1. 確定給付企業年金法施行規則第 23 条の 2 規定により、基金の加入者の氏名に変更があったときは、速やかに届け出るよう周知すること。
2. 事実発生前の資格取得届及び資格喪失届が受付されている事例が散見される。事実発生後に届出を受理すること。

※その他

事業運営基準において、基金は加入者の住所に異動が生じたときは、事業主様に対する当該申し出に基づき、その異動内容を把握することとされております。

また基金は、その異動内容を把握する代わりに、事業主様に住所記録の管理・保管をしていただく場合には、事業主様による加入者の住所記録の管理・保管状況を定期的に確認することとされております。

当基金といたしましては、事業所様に新たな届出等のご負担をおかけすることなく、基金が加入者住所の異動状況を必要とした際、情報の提供を頂だけるよう、定期的に確認の文書を発出させていただきこととさせていただきたいと考えております。